

高松市子どもわくわく体験支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市子どもわくわく体験支援事業（以下「わくわく体験支援事業」という。）を実施する団体に対して、予算の範囲内で高松市子どもわくわく体験支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、実施する事業を通じて、子どもたちの体験活動の場を充実させ、子どもたちの創造性や積極性、社会性を養い、心豊かな人間に育てることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 団体を構成する者の2分の1以上が高松市内（以下「市内」という。）に住所を有する者、又は市内に通勤し、若しくは通学している者
- (2) 団体の活動拠点が市内であること。

(補助対象事業)

第3条 わくわく体験支援事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 団体が自主的かつ主体的に企画し、団体の管理下において実施するものであること。
- (2) 5月1日から翌年3月31日までの期間内に実施するものであること。
- (3) 市内で実施するものであること。
- (4) 次に掲げる内容を備えたものであること。

ア 次に掲げる者を対象として、参加者を募集するものであること。なお、(ア)については、必ず対象とすること。

(ア) 市内全域の小学生、中学生又は高校生

(イ) 本市と瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協定を締結した市町の小学生、中学生又は高校生

イ 参加児童・生徒が日常的な環境から離れることができるものであること。

ウ 参加者相互及び異年齢層との交流を促進し、友だちづくりや他者とふれあう機会を提供できるものであること。

エ 市内の施設や自然、歴史、町並み等を活用したものであること。

オ 参加者の安全管理及び健康管理において、十分に配慮ができているのであること。

カ 実施することが可能なものであること。

(5) 次のアからエまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 営利を目的とするもの

イ 公序良俗に反するもの

ウ 特定の政党の利害に関するもの又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持するもの

エ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援するもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、わくわく体験活動支援事業の実施に必要と認められる費用の額（その額が3万円を超えるときは、3万円）とする。

2 前項の費用の額を算定する場合において、入場料その他の収益的な収入又は寄附金、助成金その他の財政的援助があるときは、これらの額を控除するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、高松市子どもわくわく体験支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の経理等)

第7条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(高松市補助金等交付規則の適用)

第8条 補助金の交付決定その他の手続については、高松市補助金等交付規則(昭和54年高松市規則第12号)の規定を適用する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内 容
報償費	講師への謝金等
旅費	講師への旅費等
消耗品費	事業に要する教材、消耗品等の購入費
印刷製本費	資料、パンフレット、アンケート等の印刷製本費
通信運搬費	切手等郵送に要する経費
保険料	実施する内容に応じた当日分の保険料
使用料及び賃借料	事業実施のための会場、施設、機械及び備品の賃借料
振込手数料	振込などにより生じる手数料等

注1 領収書（宛名、日付、支出金額及び支出内容や詳細な品目及び数量（品代等の不明確な表示は不可）が明示されているものに限る。）、積算証明等の支出額を明確に証する書類により、その支出が確認できるものに限る。

注2 対象外経費

- ・ 経常的な経費（団体運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、電話料等）
- ・ 参加者の飲食に伴う経費等、本来、受益者（参加者）が負担すべき経費
- ・ その他事業の実施に必要と認められない経費